

## 一時預かり事業（地域密着型）

### 趣旨・内容等

子育て家庭においては、冠婚葬祭、保護者の通院、育児による心理的・身体的負担等のため、一時的に家庭での子育てが困難となる。一時預かりのニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助対象を従来の保育所での実施に加え、実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりを推進する。

### 保育所実施との相違点

	一時預かり事業（保育所での実施）【従来】	一時預かり事業（地域密着型）【新規】
実施主体	市町村、保育所を経営する者	市町村、市町村が適切と認めた者（NPO法人等）
実施場所	認可保育所	地域子育て支援拠点、駅ビル、商店街等
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有資格者（保育士）に限る</li> <li>・最低基準に準拠（保育士数）</li> <li>・保育士の数は2名を下らないこと</li> </ul>	同左 〔一時預かり事業に類するものとして、有資格者（保育士）を1名以上配置するとともに、一定の研修を修了した者を配置する類型も創設〕

### 予算額等

【平成21年度予算（案）】 **196,560千円**

〔補助率〕 1/3 〔国1/3、都道府県1/3、市町村1/3〕  
〔国1/3、指定都市・中核市2/3〕

※事業費の1/2程度の保護者負担を想定